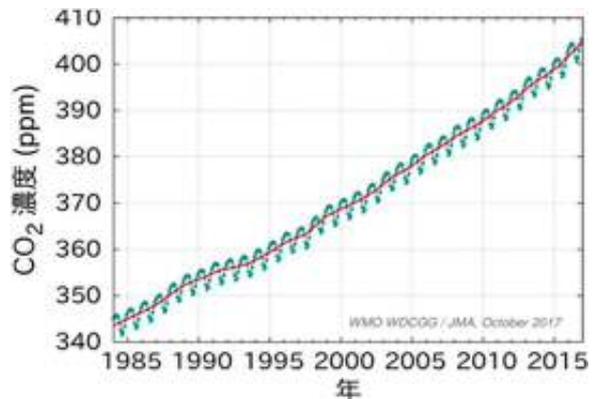


「県地球温暖化対策実行計画」の改定

地球温暖化の現状と将来予測

○二酸化炭素の濃度変化

地球温暖化への影響が最も大きい温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の濃度は、年々増加しています。2016（平成28）年の世界の平均濃度は403.3ppmとなっており、工業化以前（1750年頃）の平均的な値とされる278ppmと比べて、45%増加しています。



○本県の気候変動の現状（気温）

県内の各気象観測地点における1898（明治31）年から2016（平成28）年までの平均気温の経年変化をみると、鹿児島県の年平均気温は100年あたり2.03℃、名瀬は100年あたり0.96℃上昇しています。また、阿久根（統計開始1940年）、枕崎（統計開始1924年）、種子島（統計開始1949年）では50年あたりそれぞれ0.78℃、0.80℃、0.86℃上昇しています。（「九州・山口県の気候変動監視レポート2016」（福岡管区気象台）より）

【県内の各気象観測地点における平均気温の変化】

阿久根：0.78℃/50年上昇

鹿児島：2.03℃/100年上昇

枕崎：0.80℃/50年上昇

種子島：0.86℃/50年上昇

名瀬：0.96℃/100年上昇

○本県の気候変動の将来予測

今後ある程度の緩和策に取り組んだとしても、21世紀末には20世紀末と比べて、最高気温、最低気温ともに約2.7℃上昇すると予測されています。また、真夏日は約50日、猛暑日は約9日、熱帯夜は約47日増加する一方で、冬日は約9日減少すると予測されています。さらに、年降水量は約328mm増加し、短時間強雨の発生回数や日降水量も増加すると予測されています。（「九州・山口県の地球温暖化予測情報」（平成26年10月 福岡管区気象台）より）

気候変動の影響への対処

IPCC第5次評価報告書では、すでに気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、今後、温暖化の程度が増大すると、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まると指摘しています。このため、気候変動の影響に対処するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが必要です。



計画の意義

県では、本県の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための対策・施策を総合的かつ計画的に推進するため『鹿児島県地球温暖化対策実行計画』を策定しています。

この計画では、温室効果ガスの排出削減目標を定め、その達成に向けて、県民・事業者・環境保全活動団体・行政等のそれぞれの役割に応じた具体的な行動指針などを定めています。

併せて、気候変動の影響に対処するため、適応に関する基本的な方向性や適応策などを定めています。

計画期間

計画の期間は、2018（平成30）年度から2030年度までの13年間としています。

温室効果ガス排出量の推移と削減目標等

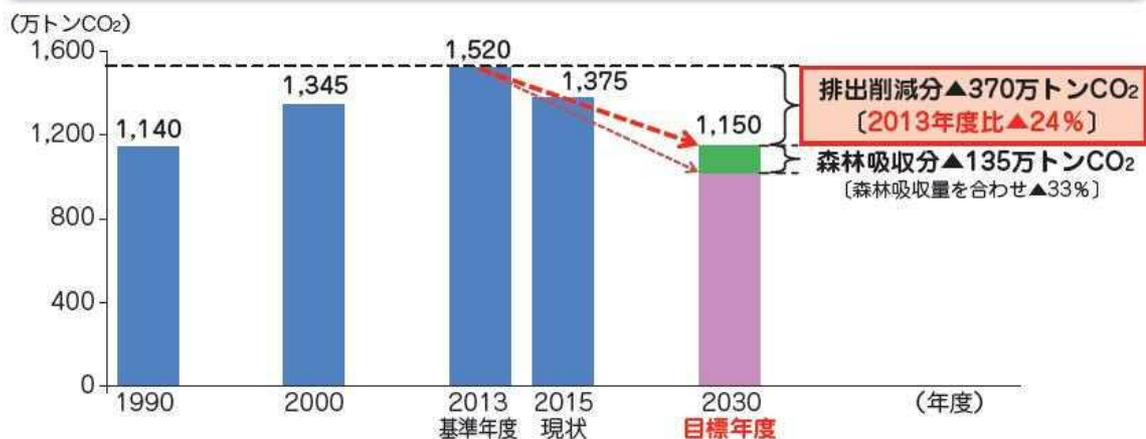
○排出量の推移

本県の温室効果ガス排出量は、1990（平成2）年度以降、増減を繰り返しながら推移し、2013（平成25）年度に最も多くなりましたが、それ以降は減少傾向にあります。

○削減目標等

目標は、本県における将来の推計結果や、国・県による温室効果ガスの排出削減、吸収に関する取組の実施状況等を踏まえ、以下のとおりとします。

2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を24%削減させ、森林吸収による削減効果を合わせて33%削減させることを目指す。



◆各部門別削減目標等

単位：万トンCO₂

部門	2013年度(基準年度)排出量	2030年度(目標年度) [現状すう勢ケース] 排出量	2013年度比(削減量)
産業部門	200	[174] 148	▲26% (▲53)
業務その他部門	344	[323] 239	▲31% (▲105)
家庭部門	187	[130] 99	▲47% (▲87)
運輸部門	455	[438] 357	▲21% (▲97)
エネルギー転換部門	40	[24] 21	▲49% (▲20)
その他部門	295	[291] 287	▲3% (▲8)
合計	1,520	[1,379] 1,150	▲24% (▲370)
森林吸収量(135万トンCO ₂)を含む	1,520	1,015	▲33% (▲505)

備考 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

「現状すう勢ケース」は、特段の温暖化対策を講じない場合の推計値である。

地球環境を守る低炭素社会づくり

排出部門・分野別の対策

1. 温室効果ガスの排出削減対策

(1) エネルギー起源二酸化炭素の温室効果ガス対策

①産業部門

県地球温暖化対策推進条例の対象となる特定事業者は、県に提出した「温室効果ガス排出抑制計画」に基づき、排出抑制等に努めましょう。中小規模事業者は、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や、省エネ診断、カーボン・オフセット制度の活用などに取り組みましょう。

②業務その他部門

県地球温暖化対策推進条例の対象となる特定事業者は、県に提出した「温室効果ガス排出抑制計画」に基づき、排出抑制等に努めましょう。中小規模事業者は、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や、省エネ診断、カーボン・オフセット制度の活用などに取り組みましょう。

③家庭部門

日常生活において、再生可能エネルギーの導入やエネルギー消費量の少ない電気機器など、環境に配慮した製品の購入、省エネ活動などに取り組みましょう。

④運輸部門

公共交通機関や自転車を利用しましょう。また、エコドライブを実施するとともに、車の購入時は、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車など環境に優しい車を選びましょう。

(2) エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス対策

①廃棄物等分野

廃棄物等からの発生を抑制するとともに、ごみ分別の徹底を行いましょう。

②代替フロン等4ガス分野

エアコンや冷蔵庫の冷媒として利用されているハイドロフルオロカーボン類は、二酸化炭素以上に強力な温室効果ガスです。冷蔵庫やエアコンなどの廃棄は、家電リサイクル法に沿って適正に行いましょう。また、ノンフロン製品の購入に努めましょう。

2. 温室効果ガスの吸収源対策

森林は二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の防止に貢献しています。多様で健全な森林づくりを推進するとともに、地域で行われる森林づくり活動に参加しましょう。また、木材は吸収した二酸化炭素のうち、炭素を閉じ込めています。県産材の利用に努めましょう。

3. 部門・分野横断的対策

地球環境を守るかごしま県民運動に参加し、地球温暖化を防止するために出来ることを知り、行動しましょう。

気候変動の影響への適応

気候変動の影響は、すでにいろいろな分野で現れており、また、将来はさらなる気温の上昇や大雨の頻度の増加等により、様々な影響が生じる可能性があります。

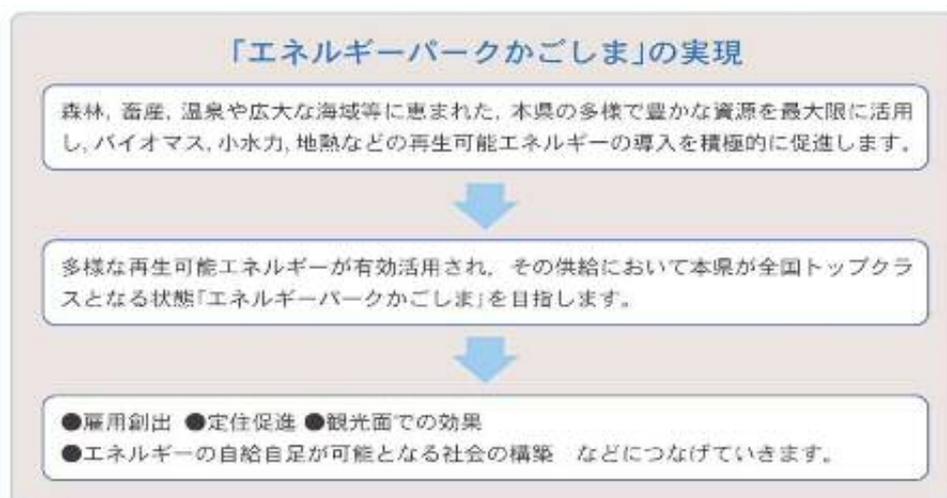
本県では、県内ですでに現れている、若しくは将来生じると予測される影響のうち、優先度が高いと考えられるものについて、次のように適応策を実施します。

分野	気候変動の影響への適応策
農林, 森林・林業, 水産業	<p>【水稲】 高温耐性をもった品種の育成や夏期の高温対策技術の開発・普及</p> <p>【果樹】 温暖化を利用した果樹の簡易な保温技術による低コスト栽培技術や新たな作型の開発・普及</p> <p>【病害虫】 発生予察の充実と予察情報の提供による適期適確な防除の促進等</p> <p>【農業生産基盤】 排水路網の整備等</p> <p>【山地災害, 治山・林道施設】 水資源の確保上重要な水源地域等での、治山施設の整備, 森林整備等</p> <p>【特用林産物】 温暖化に対応した栽培技術や病害虫防除技術の研究・普及</p> <p>【海面養殖業】 海水温や赤潮情報の定期的なモニタリング等を通じた漁業者等への情報提供, 養殖生け簀の避難や餌止めの指導等</p>
自然災害・沿岸域	<p>【洪水・内水】 河川整備（築堤・護岸等）の実施, 県内各地に設置した雨量計等の観測データの県ウェブサイトでの公開等</p> <p>【海面上昇】 【高潮・高波】 治山施設の整備, 防波堤の改修・補強, 漁港施設の機能強化整備等</p> <p>【土砂流・地すべり等】 砂防関係施設の整備や防災情報の提供などハード・ソフト一体となった土砂災害対策の推進</p>
自然生態系	<p>【野生鳥獣による影響】 ニホンジカ・イノシシの生息状況に係るモニタリング調査の実施, 個体数管理に向けた計画的な捕獲の推進</p> <p>【亜熱帯】 継続的なモニタリング調査の実施, サンゴ礁調査研究の促進, オニヒトデの継続的な駆除, マングローブ林の分布域の変化などの情報収集</p> <p>【温帯】 環境変化を把握するための継続的なモニタリング調査の実施, サンゴ礁保全の重要性に関する普及・啓発, マングローブ林の分布域の変化などの情報収集</p> <p>【在来種】 指定希少野生動植物の指定, 保護監視活動の実施, 羽数調査等を通じた渡り鳥の越冬地における異常の把握, 新越冬地形成等の取組の推進, ウミガメの上陸回数の変化等の把握</p> <p>【外来種】 外来種の侵入状況や被害の発生状況の把握, 新たな侵入が予想される種も含めて注意喚起の実施等</p>
健康	<p>【熱中症】 「熱中症環境保健マニュアル」等の配布等による普及・啓発等</p>
国民生活・都市生活	<p>【水道・交通等】 緊急輸送道路等の整備, 高速交通ネットワーク等の構築の推進</p> <p>【暑熱による生活への影響等】 県自ら, 夏の軽装（クールビズ）の取組, 省エネルギー製品の導入促進, ライフスタイル改善の促進</p>

「再生可能エネルギー導入ビジョン2018」の策定

多様な再生可能エネルギーが有効活用され、その供給において本県が全国トップクラスとなる「エネルギーパークかごしま」を実現するための、本県の再生可能エネルギー施策の指針です。

再生可能エネルギー導入促進に向けた基本理念



再生可能エネルギー導入促進に向けた基本方針



- ① 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進
- ② 再生可能エネルギーの地産地消による雇用の創出、地域の活性化
- ③ 県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進
- ④ 再生可能エネルギー関連企業の育成等による地域振興の促進
- ⑤ 再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上
- ⑥ 再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制

導入目標（短期目標：～2022年度）

区分	導入実績		導入目標(短期目標)	
	2016年度末現在	2022年度末現在	2016年度比	
発電 (kW)	太陽光	1,348,628	2,970,000	2.2倍
	風力	263,820	371,000	1.4倍
	水力	261,719	277,000	1.1倍
	うち、小水力	10,609	25,890	2.4倍
	地熱	61,680	71,000	1.2倍
	うち、バイナリー方式	1,580	10,900	6.9倍
	バイオマス	90,000	228,000	2.5倍
海洋エネルギー		導入事例を数例作る		
熱利用 (kW)	太陽熱	43,697	44,000	1.0倍
	バイオマス熱	107,956	168,000	1.6倍
	温泉熱		導入事例を増やす	
	地中熱	189	300	1.6倍
原料製造 (kW)	バイオマス燃料製造	179	500	2.8倍

「県災害廃棄物処理計画」の策定

計画策定の背景

- 平成23年3月11日の東日本大震災の経験等を踏まえ、国においては、「災害廃棄物対策指針」の策定や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）及び「災害対策基本法」の改正を行いました。
- 「災害廃棄物対策指針」の中で、都道府県は、都道府県地域防災計画と整合を取りながら、処理方針や市町村の役割等を示した「災害廃棄物処理計画」を作成することとなっています。



- このため、県では、県内の市町村が被災市町村になった場合を想定し、平常時から市町村、事業者団体との連絡体制を確認するとともに、災害廃棄物に関する災害時の応急対応、復旧・復興等に必要となる事項をまとめた「県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

計画の位置づけ

